

群馬県トライアスロン協会 規約

第1章 総則

第1条(名称)

本協会の名称は、群馬県トライアスロン協会(略称 GTA)とする。

第2条(目的)

本協会は、社団法人日本トライアスロン連合の加盟団体として、群馬県におけるトライアスロン、デュアスロン及びそれらの関連競技(以下、総称してトライアスロンという)を統括し、代表する団体として、トライアスロンの健全な普及発展を図ると共に、トライアスロンに関連するスポーツを楽しむアスリート相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条(事業)

本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. トライアスロンの普及及び指導
2. トライアスロンの競技会、練習会、講習会等の企画、実施
3. トライアスロンの競技会及びトライアスロンに関連するスポーツに対する協力と支援
4. トライアスロンクラブの育成と交流
5. 主要大会等への県代表選手の選定、派遣
6. トライアスロンに関する会報、刊行物の発行
7. その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第4条(事務局)

本協会の事務局は理事長の在籍地に置くが、必要があればその事務局を他に置くことができる。

第2章 会員

第5条(会員の種別)

この協会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本協会の主旨に賛同し本協会に入会した個人
- (2) 協賛会員 本協会の活動に協賛する個人、団体
- (3) 名誉会員 本協会に対し、特に功労のあった個人で総会の議決を経て推薦された者

第6条(入会)

本協会に入会する者は、入会申請書を本協会に提出しなければならない。

ただし、協賛会員、名誉会員は入会の手続きを要せず本人の承諾をもって会員とする。第7条(入会金および会費)

1. 入会金、会費については、別途総会の議決をもって定める。
2. 協賛会員、名誉会員については入会金、会費を納めることを要しない。
3. 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第8条(資格の喪失)

会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 本協会が解散したとき
- (4) 会費を1年以上滞納したとき

(5) 除名されたとき

第9条(退 会)

会員が退会しようとするときは、その事由を付して退会届を本協会に提出しなければならない。

第10条(除 名)

会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議を経てこれを除名する。

- (1) 本協会の名誉を傷付けたとき、または本協会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本協会の会員として義務に違反したとき。

第3章 役員

第11条(役員)

- | | |
|------------|-------|
| 1. 会長(理事) | 1名 |
| 2. 副会長(理事) | 若干名 |
| 3. 理事長 | 1名 |
| 4. 副理事長 | 若干名 |
| 5. 理事 | 15名以内 |
| 6. 監事 | 2名以内 |

第12条(役員を選任)

理事、監事は総会で選任する。理事は互選で会長、副会長、理事長、副理事長を選任する。

第13条(会長、副会長、理事長、副理事長、理事の職務)

1. 会長は本協会を統括し代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職を代理し又はその職務を行う。
3. 理事長は会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づきこの協会の業務を掌理する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職を代理し又はその職務を行う。
5. 理事は理事会を組織し、この規約に定めるもののほか、この協会の総会の権限に属せしめられた以外の事項を議決し執行する。

第14条(監事の職務)

監事は、本協会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 本協会の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会に報告すること。
- (4) 前各号の報告をするため必要があるときは総会又は理事会を招集すること。

第15条(役員任期)

1. 本協会の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後であっても後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

第16条(役員解任)

役員が次の各号の一つに該当するときは、理事の3分の2以上の議決により解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第17条(名誉会長、顧問及び参与)

1. 本協会には、名誉会長、顧問及び参与を若干名置くことができる。
2. 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
3. 名誉会長は、理事会、総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
4. 顧問は、この協会の運営に関する重要な事項について会長及び理事会の諮問に応ずる。
5. 参与は、理事会の諮問に応ずる。

第4章 会 議

第18条(総会の構成)

総会は第5条第1号の正会員をもって組織する。

第19条(総会の招集)

1. 通常総会は毎年一回会長が招集する。
2. 臨時総会は理事会が必要と認めるとき、会長が招集する。
3. 前項のほか、正会員の5分の1以上から会議に附議すべき事項を示して総会の招集を請求されたとき、会長はその請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
4. 総会の招集は少なくとも10日以前にその会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

第20条(総会の議長)

総会の議長は会長とする。ただし会長は代理の者を議長に指名できる。

第21条(総会の議決事項)

総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他この協会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認められたもの

第22条(総会の議決)

総会の決議はこの規約に別に定めるもののほか、出席した正会員の議決権の過半数で議決する。ただし、可否同数の時は議長が決する。また、正会員は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

第23条(議決権)

正会員は、総会の議決につき、1人1個の議決権を有する。

第24条(理事会の構成及び審議)

1. 理事会は理事をもって構成する。
2. 理事会はこの規約に定めてある事項及び業務の執行に関する事項を審議決定する。

第25条(理事会の招集)

1. 理事会は会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき又は理事の3分の1以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき、会長はその請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
2. 理事会の議長は会長とする。
3. 理事会は開催日より7日前までにその会議に附議すべき事項、日時及び場所を各理事に通知する。ただし、議事が緊急を要する場合はあらかじめ理事会の定めるところにより、これを招集することができる。

第26条(理事会の議決)

理事会の決議はこの規約に別に定めるもののほか、出席した理事の議決権の過半議で議決する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

第27条(議決権)

理事は、理事会の決議につき1人1個の議決権を有する。

第28条(議事録)

総会、理事会では議事録を作成し、これを保存する。

第5章 資産及び会計

第29条(会計年度)

本協会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第30条(経費)

本協会の経費は、次に掲げるものをもってあてる。

1. 会費
2. 入会金
3. 事業収入
4. 寄付金
5. その他の収入

第31条(予算)

会長は、毎会計年度の予算案を作成し、通常総会の議決を経なければならない。

第32条(予算外支出)

会長は、支出予算については、本規約に定める目的のほかこれを使用してはならない。
ただし、予算の執行上の必要により、あらかじめ総会の議決を経た場合、または理事会の議決を経た場合はこの限りではない。

- 2 会長は、前記ただし書後段の規定により支出をしたときは、その後に開かれる最初の総会の承認を得なければならない。

第33条(財産目録)

会長は、本協会の資産及び負債を明らかにするため、毎会計年度末現在における財産目録を作成しなければならない。

第34条(決算報告書)

会長は、毎会計年度終了後、本協会の収入及び支出の決算報告書を作成し、監事に提出しなければならない。

- 2 監事は、前項の決算報告書を監査し、その結果について意見を付記しなければならない。
- 3 会長は、通常総会に前項の決算報告書を提出しなければならない。

第35条(資産の管理)

本協会の資産は、会長が管理する。

第6章 規約の変更及び解散

第36条(規約の変更)

この規約は、総会において出席者の過半数の決議により変更することができる。

第37条(解散)

本協会は、会員の過半数が出席し、その議決権の過半数の決議により解散することができる。

第7章 附則

第38条(細 則)

本協会の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

平成 3 年 4 月 7 日施行

平成 7 年 1 月 1 日(一部改正)

平成 14年 3 月 17 日(一部改正)